

- ②令和7年3月7日、SNSに「アドリブでの質疑はご法度」と記載したことに対し、事実と異なり、日高市議会ソーシャルメディアの利用に関するガイドラインの禁止事項、不正確な噂等を助長させる情報（以下、「不正確な噂等を助長させる情報」とする）にあたるとして厳重注意
- ③令和7年5月21日、政治倫理審査会事案の関係者である狭山市の学校給食センターに対して「市議会議員とは名乗っていない」、「威圧的な態度はとっていない」ことの確認及びその確認のため訪問したい旨を電話連絡した。相手方から日高市議会事務局に「迷惑である」と断った旨の連絡があつたことを受けての厳重注意
- ④令和7年5月21日、議案ではなく、従って賛否をとっていない案件を広報紙に「日高市議会ではインボイス制度に反対する議員は私1人」と記載したことに対し、事実とは異なり、誤解を与える記載であるとして厳重注意
- ⑤令和7年5月21日、議会では令和7年3月に政務活動費の使途基準見直しを行つた。その直後であるにもかかわらず、広報紙に政務活動費の支給対象外である「後援会活動」の内容を掲載し、「政務活動費を充当して発行している」と表記していたことに対し、政務活動費の使途基準違反として厳重注意
- ⑥令和7年7月30日、一般質問受付の際に、質問できない事務に対しての内容を申し出たにもかかわらず、SNSに「一般質問を受け付けられなかった」と記載したことに対し、事実と異なり、議会が受付拒否をしたような不正確な噂等を助長させる情報であるとして厳重注意
- ⑦令和7年7月30日、議会だよりに掲載するための議員集合写真を撮影しに武藏台小中学校の体育館に訪問した際の移動について、SNSに「議員の集合写真撮影のためバスで移動」と記載。バスをチャーターし、無駄な経費を使っているかのように投稿していたが、実際には議長車と公用車に分乗して現地へ移動しており、自家用車で移動した議員もいたが、駐車場の都合があり乗合での移動を促していた。事実と異なり、不正確な噂等を助長させる情報であるとして厳重注意
- ⑧令和7年12月4日、12月1日の総務福祉常任委員会での質疑の際、議案の審査内容から外れた質疑、所管外の部署への質疑が複数回あり、事前の準備不足により議事進行に混乱を招いたとして厳重注意
- ⑨令和7年12月4日、12月2日の文教経済常任委員会に請願の紹介議員として出席し、質疑の答弁を行った際に、「質疑がおかしい」、「分けて考えるべき」、「何度も言わなくていい」等の不規則発言があった。また、委員長の許可していない場面での発言が何度もあり、委員長からも注意があったことを受けての厳重注意

加えて、日高市議会では、質疑や一般質問を行う際、質疑や質問の内容がより深まり、市民にわかりやすい議論となるように、積極的な事前の調整を議長や議会運営委員長から都度、助言されている。先日、国会でも城所議員が所属している立憲民主党の枝野幸男衆議院予算委員長が、質問通告が早まれば政府側も答弁準備に余裕が生まれるとして、通常より前倒しして日程を確定させ、理事懇談会でも「早めに質問通告をお願いしたい」と各党に念押ししたことが大きく報道されている。質問の詳細内容を事前に調整しておくことは、質問と答弁がかみ合うことで深い議論、執行部の答弁準備に余裕ができるだけではなく、通常業務の中で答弁準備をする執行部の働き方や残業代の負担軽減にもつながる。

城所議員については、委員会の前日夜や当日朝に質問をメールで送るだけで、確認をせず本会議・委員会に出席し、質疑・質問を行うことが繰り返されている。事前調整は必ずしなければならないルールではない。しかしながら、議長からの厳重注意にもあった通り、結果的に議案の審査内容から外れた質疑、所管外の部署への質疑などが繰り返され、議事に混乱をきたしているのは事実である。これは、市民の代表として議会で質疑や質問を行うことに対しての準備不足、議員の姿勢として無責任と言わざるをえない。

これまで、議会では城所議員の問題行為に対して、その都度理由を説明しながら理解を促してきたが、改善の様子を見ることはまったくできていない。

これらのことから、城所美奈子議員は議会の構成員たる議員でありながら日高市議会の品格を傷つけ、市民の信頼を失墜させたことは明白である。加えて、市議会議員としての倫理観、資質を欠いたものと言わざるを得ない。

よって日高市議会は、城所美奈子議員に対して、これらの行動について猛省を求めると共に、市議会議員としての責任を問うものである。

以上、決議する。

令和7年12月11日 日高市議会